

亀岡市学校給食センター整備運営事業に関する
サウンディング型市場調査実施要領

令和7年9月

亀岡市教育委員会学校教育課

— 目 次 —

1. 調査の目的	1
2. 本事業の概要	2
2.1. 給食センターの整備条件	2
2.2. 事業範囲	3
2.3. 事業手法	4
2.4. 事業期間	5
3. サウンディングのスケジュール	5
4. サウンディングの内容	5
4.1. サウンディングの対象者	5
4.2. サウンディングの項目	6
4.3. サウンディングの手続き	6
4.3.1. サウンディングの参加申し込み	6
4.3.2. サウンディングの日時及び場所の連絡	6
4.3.3. アンケート調査票の提出	7
4.3.4. サウンディングの実施	7
4.3.5. サウンディング結果の公表	7
5. 留意事項	8
5.1. 参加事業者の取り扱い	8
5.2. 費用負担	8
5.3. 追加対話への協力	8
6. 別紙・参考資料	8
7. 問い合わせ先	8

亀岡市学校給食センター整備運営事業に関する サウンディング型市場調査実施要領

令和 7 年 9 月 1 日
(京都府亀岡市)

1. 調査の目的

本市は、令和 5 年度に地域や教育現場の実情に見合った、望ましい学校給食のあり方について、有識者や保護者、教職員等で構成される「亀岡市学校給食検討懇話会」を設置し、意見交換が行われた中で、懇話会より提出された提言書等を受け、「食育基本法」や「学校給食法」などの法の内容を重んじ、食育と子育て支援の観点から、生徒の健全育成を資する中学校給食の実施をはじめ、現給食センターの老朽化対策等も含めた、令和 6 年 3 月に「亀岡市立学校給食基本方針」を策定しました。

基本方針を踏まえ、令和 6 年度に、今後の本市の学校給食の推進にあたり、給食実施手法についての方向性を検討する基礎となる「亀岡市学校給食基本計画」を定め、その内容及び関係する調査結果等を踏まえて、より効果的、効率的で本市にとって最適な学校給食の実現に向けて検討した結果として、令和 7 年 3 月に以下の「亀岡市立学校給食実施方針」を策定しました。

基本方針に基づく給食の実現にあたっては、民間活力を導入した公民連携方式による整備手法及び、小・中・義務教育学校（育親学園除く）に提供可能な給食センターの設置を基本とするという方向性を示したところであります。

以上の背景に基づき、本事業に適した公民連携方式による整備手法を検討するため、本事業に関心がある民間事業者を対象にサウンディング調査を実施します。

【亀岡市学校給食実施方針】

- ・ すべての小・中・義務教育学校において、9 年間の一貫した学校給食を実施し、食育を推進することを基本とする
- ・ 本市の特性を活かし、地産地消、有機給食を推進することを基本とする
- ・ 「学校給食摂取基準（文科省）」に基づき、主食、副食、ミルクで構成する献立による完全給食を基本とする
- ・ 喫食形態は「全員喫食」を基本とする「学校給食衛生管理基準（文科省）」に基づき、調理、衛生管理を徹底することを基本とする
- ・ 提供手法については「センター方式（共同調理方式）」を基本とする
- ・ 整備手法については、公共施設マネジメントの観点等を考慮し、民間活力を導入した公民連携方式を基本とする。
- ・ 献立、食材調達、アレルギー対応、食育などは行政の主体において学校給食を実施する

2. 本事業の概要

2.1. 給食センターの整備想定条件

項 目	条 件
配送校	市内の中学校（5校）、小学校（14校）、義務教育学校（1校）
方式	食缶方式
調理能力	7,500食/日（児童（小学校教職員含む）4,800食、生徒（中学校教職員含む）2,700食） ※1学級あたり最大35名の児童生徒数とする。
献立条件	・ 献立方式は2献立（2献立の振り分けは、各献立を50%） ・ 品数は釜物、焼物または揚げ物、和え物の3品を基本とする →揚げ物・焼物はA・B献立のどちらかの献立にのみ提供する （例）下記のような組み合わせを想定 A献立：釜物、揚げ物、和え物 B献立：釜物、焼物、和え物
炊飯	センターで炊飯を実施
食物アレルギー対応	・ 食数は75食/日 ・ 対応アレルゲンは検討中 ・ 調理方法は除去食を基本とする
学校への直接搬入	・ 牛乳・パン
センター経由での搬入	・ ジャム・ふりかけ等の小包装品、デザート
地産地消	・ 泥付き野菜を使用（泥落とし室を設置）
厨芥処理	・ 粉碎、脱水程度
食育	・ 施設や調理場内が見学できる機能
その他	・ 2時間喫食を遵守

2.2. 事業範囲

民間事業者の事業範囲として、以下を予定しています。

●施設整備業務

測量等事前調査業務（都市計画法、建築基準法、その他建築に係る関連法規適合性の確認を含む）
各関連法規申請業務（開発許可申請、建築確認申請、景観法届出、その他法令に基づく申請）
土地造成業務
設計業務（基本設計、実施設計）
工事監理業務
建設業務
調理設備の調達・設置業務
調理備品（食器・食缶含む）、家具、什器等調達業務
開業準備業務

●維持管理業務

業務内容	概要
建築物保守管理	建築各部の点検、保守等
建築設備保守管理	消火設備、電力・ガス供給設備、ボイラー、給水・給湯・給蒸気設備、排水設備、空調・換気設備、照明設備等の日常点検・保守や法定点検・保守等
調理設備保守管理	設備の日常点検・保守や定期点検・保守等
建物内外清掃	施設・設備の清掃及び防虫・防鼠等
外構保守管理	植栽の害虫駆除、剪定、外構の清掃等
施設警備	防犯警備、防火・防災等
修繕業務	経年劣化した部位や機器の性能を原状回復させる又は使用上支障の無いレベルにまで修繕する業務

●運営業務

業務内容	概要
食材料検収保管	食品納入や検収（市と分担して実施）、保管
調理	給食調理、配缶
配送・回収	給食の各校への配送、残飯及び食器の回収
配膳	各校に配送された給食や食器の配膳、コンテナや配送車への積み下ろし
洗浄	回収した食器、食缶、コンテナ等及び使用した調理設備・備品の洗浄・消毒
検食・保存	給食の検食、保存食の保存
衛生検査	施設、設備等の衛生検査
備品の調達	調理器具、食器、配送車の調達・維持管理
廃棄物処理	回収した残渣、調理で発生した残渣、業務で発生した廃棄物の処理
職員教育研修	調理職員の教育研修
食育支援業務	食教育に関する情報提供等
光熱水費負担	センターの運用に係る電気・ガス・上下水道等の料金の負担

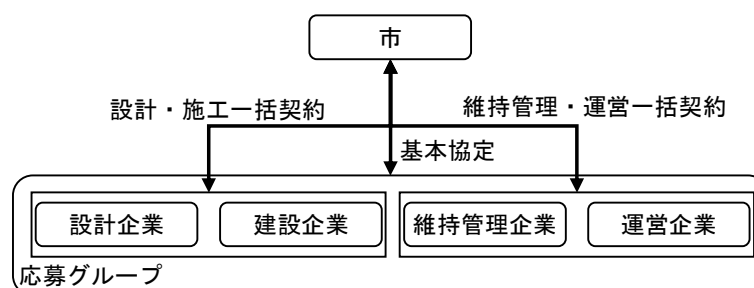
※献立作成、食数調整、給食費徴収管理、食育業務は、市の事業範囲

2.3. 事業手法

事業手法は、DBO 方式、PFI (BTO) 方式、民設民営方式（委託型）、民設民営方式（借上げ型）のいずれかの採用を検討しています。

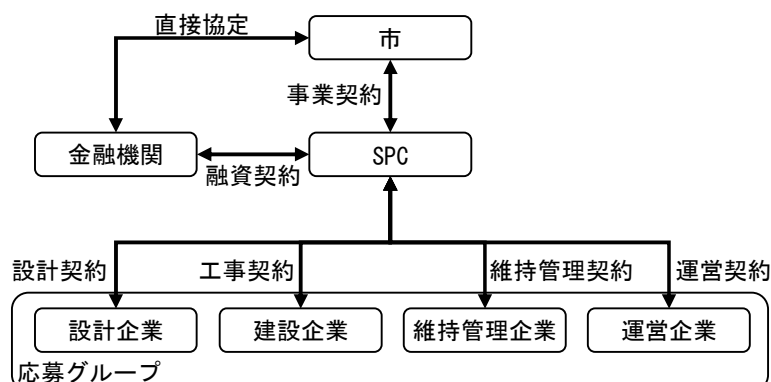
①DBO 方式

市が資金を調達し、事業者が施設を建設、施設完成直後に市に所有権を移転し、一定期間事業者が維持管理及び運営を行う方式



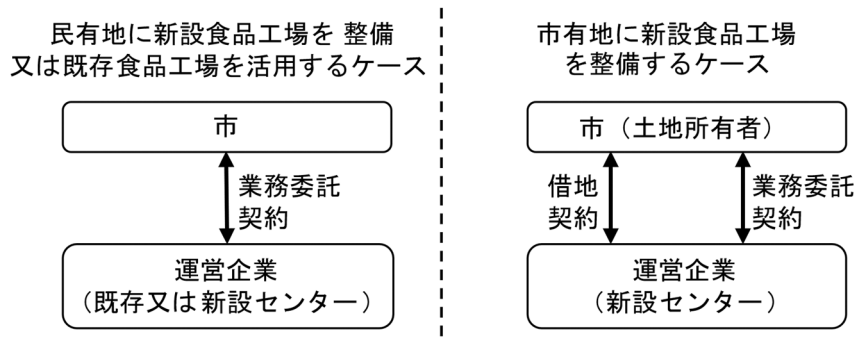
②PFI 方式

事業者が資金を調達し、施設を建設、施設完成直後に市に所有権を移転し、一定期間維持管理及び運営する方式



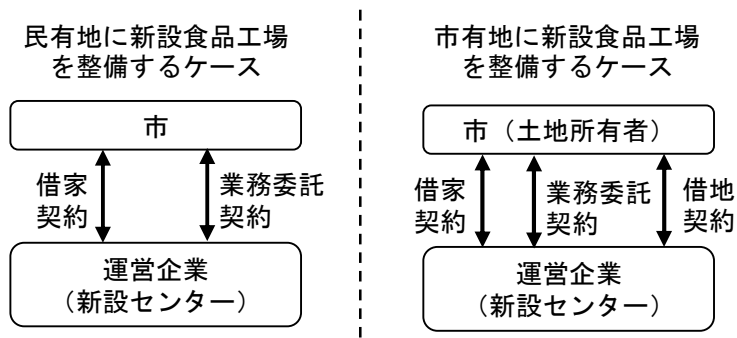
③民設民営方式（委託型）

市が給食業務を委託して、事業者が自ら所有する給食センター（新設する場合も含む）により給食サービスを提供する方式（市有地の活用は未定）



④民設民営方式（借上げ型）

事業者が自ら所有する給食センター（基本的には新設）を市が借り上げるとともに、当該事業者に給食業務を委託して、給食サービスを提供する方式（市有地の活用は未定）



2.4. 事業期間

令和 10 年度中の開業することを必須し、開業からの維持管理・運営期間は、15～25 年を想定しています。

3. サウンディングのスケジュール

実施要領の公表	令和 7 年 9 月 1 日（月）
サウンディング参加申込期限	令和 7 年 9 月 12 日（金）
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和 7 年 9 月 17 日（水）
アンケート調査票の提出期限	令和 7 年 9 月 19 日（金）
サウンディングの実施	令和 7 年 9 月 29 日（月）、 10 月 1 日（水）～10 月 3 日（金）
実施結果概要の公表	令和 7 年 11 月上旬

4. サウンディングの内容

4.1. サウンディングの対象者

本市の学校給食の事業を行うに相応しい資力、経営力、信用力、技術力及び法的資格を有し、後に本業務の事業者公募を行った際に、事業の実施主体となる意向があり、法人格を有する事業者又は事業者のグループとします。

ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とします。

①法人又はその代表者が次に掲げるものを滞納している者

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 市民税及び固定資産税

エ 水道料金及び下水道使用料

②破産手続開始の決定を受け、復権していない者

③亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱第 2 条第 1 項の規定に基づく指名停止及びそれに類する処分を受け、当該停止期間中の者

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者

⑤亀岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団員等

4.2. サウンディングの項目

サウンディングでは、アンケートの結果に応じて、以下の内容について確認することを想定しています。

区分	サウンディング項目
全般	①参画意欲について
DBO/PFI 方式について	②先行案件における課題について ③事業範囲について ④事業期間について ⑤事業スケジュールについて ⑥アレルギー対応食について ⑦食育支援について ⑧災害等対応への協力について ⑨地域経済への貢献について ⑩その他
民設民営方式について	⑪実績及び先行案件における課題について ⑫事業実施形態について ⑬市有地の活用について ⑭事業範囲について ⑮事業期間について ⑯事業スケジュールについて ⑰アレルギー対応食について ⑱食育支援について ⑲災害等対応への協力について ⑳事業破綻時の対応について ㉑市の関与について ㉒地域経済への貢献について ㉓その他

4.3. サウンディングの手続き

4.3.1. サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙1のエントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにて御提出ください。

(1) 申込受付期間

令和7年9月12日（金）午後5時まで

(2) 申込先

亀岡市 教育委員会 学校教育課

Eメール：gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp

4.3.2. サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた企業の担当者に、令和7年9月17日（水）までにサウンディングの実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

4.3.3. アンケート調査票の提出

別紙 2 のアンケート調査票に必要事項を記入し、件名を【サウンディングアンケート調査票の提出】として電子メールで送付してください。

その他、必要に応じて、補足資料があれば、御提出ください。

(1) 申込受付期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで

(2) 申込先

亀岡市 教育委員会 学校教育課

E メール：gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp

4.3.4. サウンディングの実施

(1) 実施期間

令和 7 年 9 月 29 日（月）、10 月 1 日（水）～10 月 3 日（金）午前 10 時～午後 5 時

(2) 所要時間

30 分～1 時間程度

(3) 場所

亀岡市役所（京都府亀岡市安町野々神 8 番地）

※開催場所の詳細は、4.3.2. に基づき連絡します。

(4) その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。なお、ZOOM 等を使用したリモートによる参加も可能としますが、ホストとしてウェブ会議の場をご用意します。

4.3.5. サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

5. 留意事項

5.1. 参加事業者の取り扱い

サウンディングの内容については、今後の事業化の参考とさせていただきますが、事業化を約束するものではありません。

5.2. 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

5.3. 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

6. 別紙・参考資料

○エントリーシート（別紙 1）

○アンケート調査票（別紙 2）

※参考資料については、下記でご確認ください

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/44/60768.html>

【参考資料】

- ・ 亀岡市立学校給食基本方針
- ・ 亀岡市立学校給食基本計画
- ・ 亀岡市立学校給食基本計画（概要版）
- ・ 民間活力等導入可能性調査
- ・ 民間活力等導入可能性調査（概要版）
- ・ 亀岡市学校給食実施方針

7. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

担当課：亀岡市 教育委員会 学校教育課

所在地：京都府亀岡市安町野々神 8 番地

電 話：0771-25-5053

E メール：gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp